

平成十七年政令第55号

市町村の合併の特例に関する法律施行令
内閣は、市町村の合併の特例等に関する法律
(平成十六年法律第五十九号)の規定に基づき、
及び同法を実施するため、この政令を制定する。
目次

第一章 合併協議会設置の請求(第一条―第三
十六条)

第二章 地方自治法の特例等(第三十七条―第
三十九条)

第三章 合併特例区(第四十条―第五十条)

第四章 補則(第五十一条―第五十四条)

附則

第一章 合併協議会設置の請求
(代表者証明書の交付等)

第一条 市町村の合併の特例に関する法律(以下
「法」という。)第四条第一項の規定により合併
協議会を置くよう請求しようとする代表者(以
下「請求代表者」という。)は、合併対象市町
村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記
載した書面(以下「合併協議会設置請求書」と
いう。)を添えて、その者の属する市町村の長
に対し、請求代表者であることを証明する書面
(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書
で申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該
市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員
会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録され
た者であるかどうかの確認を求め、その確認が
あったときは、その者に代表者証明書を書き
あつたときは、その旨を告示しなければならない。
3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二
人以上ある場合において、その一部の請求代表
者が法第五十条第三十項において準用する地方自
治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四
条第六項各号のいずれかに該当するに至つたと
きは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を
添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表
者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受け
なければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の
交付を受けた請求代表者が法第五十条第三十項に
おいて準用する地方自治法第七十四条第六項各
号のいずれかに該当することを知つたときは、
直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなけれ
ばならない。

5 当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の
通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第

五条第三十項において準用する地方自治法第七
十四条第六項各号のいずれかに該当することを
知つたときは、直ちにその旨を告示しなければ
ならない。
(署名の収集の方法等)

第二条 請求代表者は、署名簿(地方自治法第二
百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指
定都市」という。))における請求にあつては、
区(総合区を含む。以下同じ。))ごとに作成し
たもの(以下「合併協議会設置請求書又はその写し
及び代表者証明書又はその写しを付して、法第
四十一条に規定する選挙権を有する者(次項
及び第四条第一項において「選挙権を有する
者」という。))に対し、署名(目が見えない者
が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十
九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記
載することを含む。以下同じ。))を求めなけれ
ばならない。

2 請求代表者は、選挙権を有する者に委任し
て、前項の署名簿に署名(指定都市における請
求にあつては、委任を受けた者の属する区の選
挙権を有する者について同項の署名簿に署名)
を求めることができ、この場合において、
委任を受けた者は、合併協議会設置請求書又は
その写し及び代表者証明書又はその写し並びに
署名を求めするための請求代表者の委任状(以下
「署名収集委任状」という。))を付した署名簿を
用いなければならない。

3 前二項の規定による署名は、前条第二項の規
定による告示があつた日から一月以内でなけれ
ば、これを求めることができない。ただし、法
第五十条第三十項において準用する地方自治法第
七十四条第七項の規定により署名を求めること
ができないこととなつた区域においては、その
期間は、同項の規定により署名を求めることが
できないこととなつた期間を除き、前条第二項
の規定による告示があつた日から三十一日以内
とする。

4 法第五十条第三十項において準用する地方自治
法第七十四条第七項に規定する政令で定める期
間は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第
十六号)第九十二条第四項に規定する期間とす
る。
(署名簿の仮提出)

第三条 請求代表者は、指定都市における請求に
つき当該請求に係る区域の一部について前条第
三項ただし書の規定の適用がある場合には、署

名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期
間が満了する日の翌日から五日を経過する日ま
で、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委
員会に仮提出しなければならない。ただし、当
該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定に
よる提出をするときは、この限りでない。

2 前項の規定により仮提出された署名簿につい
ては、請求代表者が次条第一項の規定により署
名簿を提出すべき日までに同項の規定による提
出をする旨を申し出たときは、その申出があつ
たことをもつて同項の規定による提出があつた
ものとみなす。
(署名簿の提出及び審査等)

第四条 請求代表者は、署名簿に署名をした者の
数が法第五十条第三十項において準用する地方自
治法第七十四条第五項の規定により告示された
選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数
になつたときは、第二条第三項に規定する期間
が満了する日(指定都市における請求につき当
該請求に係る区域の一部について同項ただし書
の規定が適用される場合には、当該請求に係る
区域の全部について同項に規定する期間が満了
する日)の翌日から五日を経過する日までに、
署名簿(署名簿が二冊以上に分かれていたとき
は、これを一括したものを)を市町村の選挙管理
委員会に提出しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定によ
る提出を受け、署名簿の署名の有効無効を決定
する場合において、同一人に係る二以上の有効
であると認められる署名があるときは、その一
を有効と決定しなければならない。
3 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録(署
名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言
を求めた次第並びに無効と決定した署名(以下
「無効署名」という。))についての決定の次第そ
の他必要な事項を記載したものをいふ。以下同
じ。))を作成し、署名簿の署名の効力が確定す
るまでの間、これを保存しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規
定による仮提出が同項に規定する期間の経過後
にされたものであるとき、又は第一項の規定に
よる提出が同項に規定する期間の経過後にされ
たものであるときは、当該仮提出又は提出を却
下しななければならない。
(署名の取消)

第五条 署名簿に署名をした者は、請求代表者が
前条第一項の規定により署名簿を市町村の選挙

管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者
を通じて、署名簿の署名を取り消すことができ
る。
(署名をした者の総数等の告示)

第六条 市町村の選挙管理委員会は、法第四条第
一項の規定による請求をする者(以下「請求
者」という。)の署名について、法第五十条第三
十項において準用する地方自治法第七十四条の
第二項の規定による証明が終了したときは、
直ちに、署名簿に署名をした者の総数及び有効
と決定した署名(以下「有効署名」という。))
の総数を告示しなければならない。
(署名の証明の修正に関する記載)

第七条 市町村の選挙管理委員会は、請求者の署
名について法第五十条第三十項において準用する
地方自治法第七十四条の第二項の規定による
証明の修正をする場合においては、その修正が
異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏
名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記する
とともに、署名審査録にその修正の次第を記載
しなければならない。
(署名簿の返付をする場合の署名簿への記載)

第八条 市町村の選挙管理委員会は、請求者の署
名について法第五十条第三十項において準用する
地方自治法第七十四条の第二項の規定により
署名簿を請求代表者に返付する場合において
は、当該署名簿の末尾に、署名をした者の総数
並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しな
ければならない。
(署名収集証明書)

第九条 請求代表者は、法第五十条第三十項にお
いて準用する地方自治法第七十四条の第二項の
規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の
決定に関し、不服がないとき、又はその提起し
た訴訟の判決が確定したときは、その返付を受
けた日又はその効力が確定した日から五日以内
に限り、法第四条第一項の規定による請求をす
ることができる。この場合においては、合併協
議会設置請求書に第四十条第一項の五十分の一
以上の数の有効署名があることを証明する書面
(以下「署名収集証明書」という。))及び署名簿
を添えて、請求をしなければならない。

2 署名に関する判決書又は法第五十条第三十項にお
いて準用する地方自治法第七十四条の第二十項
の規定による通知に係る書面があるときは、こ
れを添えなければならない。

<p>当選</p> <p>合併協議会設置協議について投票に於ける賛否の結果</p> <p>投票実施請求代表者</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第四十五条前段の規定による公表の日</p> <p>市町村の合併協議会設置協議について投票に於ける賛否の結果</p> <p>合併協議会設置協議について投票に於ける賛否の結果</p>	<p>公職の候補者</p> <p>第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日</p> <p>当該選挙に関する事務を管理する</p> <p>地方公共団体の議会の議員及び長の当選</p>	<p>第二十七項</p> <p>第二十七項</p> <p>第二十七項</p>	<p>第二十七項</p> <p>第二十七項</p> <p>第二十七項</p>	<p>第二十七項</p> <p>第二十七項</p> <p>第二十七項</p>	<p>公職選挙法</p> <p>及び第四十四条</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十三条第二項において準用する公職選挙法（昭和二十</p>
<p>第三十条第三項</p> <p>第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十条第三項</p> <p>第十五法律第百号）</p> <p>第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、</p>	<p>第二十七項</p> <p>第四十五条第一項及び第二項</p> <p>及び第四十四条</p> <p>当該選挙に関する事務を管理する</p> <p>公職選挙法</p>	<p>第二十七項</p> <p>第四十五条</p> <p>第四十五条</p>	<p>第二十七項</p> <p>第四十五条</p> <p>第四十五条</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>
<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>
<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>	<p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p> <p>第二十九項</p>

第二十二 百二十六 項	選挙長若しくは選挙分 会長	選挙の自由	選挙事務所	公職の候補者若しくは 選挙運動者	選挙長若しくは選挙分 会長	選挙長	合併協議会設 置協議につい ての投票に関 し	合併協議会設 置協議につい ての投票に関 し	務 の投票の事
-------------------	------------------	-------	-------	---------------------	------------------	-----	---------------------------------	---------------------------------	------------

第二十二 百三十七 項	選挙長若しくは選挙分 会長	当選	略称	被選挙人の氏名(衆議 院比例代表選出議員の 他の政治団体の名称 又は略称、参議院比 例代表選出議員の選 挙にあつては被選挙 人の氏名又は政党そ の他の政治団体の名 称若しくは略称)	被選挙人の氏名(衆議 院比例代表選出議員 の他の政治団体の名 称又は略称、参議院 比例代表選出議員の 選挙にあつては被選 挙人の氏名又は政党 その他の政治団体の 名称若しくは略称)	賛否	合併協議会設 置協議につい ての投票の事 務	賛否	第二十二 百二十七 条
-------------------	------------------	----	----	--	--	----	---------------------------------	----	-------------------

第二十二 百三十五 項	公職の候補者(公職の 候補者たる参議院名簿 登載者を含む。以下こ の条及び次条において 同じ。)一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略 称又は一の参議院名簿	公職の候補者(公職の 候補者たる参議院名簿 登載者を含む。以下こ の条及び次条において 同じ。)一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略 称又は一の参議院名簿	選挙運動	選挙運動又は行為	選挙運動	投票運動	投票運動	投票運動	投票運動	第二十二 百三十五 項
-------------------	--	--	------	----------	------	------	------	------	------	-------------------

第二十二 百三十九 条	公職の候補者(公職の 候補者たる参議院名簿 登載者を含む。以下こ の条及び次条において 同じ。)一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略 称又は一の参議院名簿	公職の候補者(公職の 候補者たる参議院名簿 登載者を含む。以下こ の条及び次条において 同じ。)一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略 称又は一の参議院名簿	選挙運動	選挙運動又は行為	選挙運動	投票運動	投票運動	投票運動	投票運動	第二十二 百三十九 条
-------------------	--	--	------	----------	------	------	------	------	------	-------------------

第二十一條 法第四十四條の規定による投票については、市町村の選挙管理委員会(法第五十八條第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会)は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、選挙立会人について準用する。この場合において、同項中「市町村の選挙管理委員会(法第五十八條第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会)」とあるのは、「市町村の選挙管理委員会」と、「開票区」とは、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿

に登録された者」とあるのは「当該市町村の議会の議員及び市長の選挙権を有する者」と、「開票区ごとに三人」とあるのは「三人」と、「開票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替えるものとする。

（公職選挙法施行令の準用）

第二十二條 公職選挙法施行令第九條の二、第十條の二第一項及び第三項から第五項まで、第十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第四章の二（第四十八條の三（同條の表第四十九條の五第二項の項、第九十三條第一項の項及び第九十四條の項に係る部分に限る。）、並びに第四十九條第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第四十九條の三、第四項の四（第四十九條の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第五十條（第五項及び第七項を除く。）、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同條第四項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第三項及び第五項、同條第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、並びに第八項から第十五項まで、第六十條、第六十一條第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同條第五項（同條第四項に関する部分を除く。）、第六十二條第一項、第六十三條第一項及び第二項、同條第三項（公職選挙法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）、及び第四項、第六十四條、第六十五條、第六十六條第二項、第六十七條第

一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八條、第七十條の二第一項、第七十一條から第七十三條まで、第七十四條から第七十六條まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七條及び第八十一條（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三條の二から第八十四條まで、第八十五條（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六條第一項、第八十七條第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第九十二條の四、第九二十九條（第一項、第九十條の八、第九十三條、第九十四條（第一項後段を除く。）、第九十八條、第九十九條の二第一項、第一百零一條の三、第一百零二條第一項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）、及び第二項、第一百四十二條の二（第一項第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十五条、第一百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四條第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一	その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	市町村の合併の特例に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第四十四條の規定による同條第二項に規定する合併協議会設置協議について	の投票（以下「合併協議会設置協議」という。）の結果が確定
----	---	---	------------------------------

第四十一條	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	書類（当該選挙	合併協議会設置協議についての投票	するまで の間 賛否又は
第四十條	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いられなかった投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）	合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまでの間	合併協議会設置協議についての投票の期日の	賛否
第五十六條	選挙の期日の前日	合併協議会設置協議についての投票の期日の	当該期日の	賛否

第五十九條	公職の候補者一人の氏名	公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六條の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）	合併協議会設置協議についての投票の期日の	賛否
第五十六條	公職の候補者一人の氏名	公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六條の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）	合併協議会設置協議についての投票の期日の	賛否

<p>五の二</p>	<p>当該選挙</p>	<p>指定都市の議会の議員及び市長</p>	<p>届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者について</p>
<p>第六條第二項</p>	<p>当該選挙</p>	<p>市町村の議会の議員及び市長</p>	<p>は</p>
<p>第六條第一項</p>	<p>当該選挙</p>	<p>指定都市の議会の議員及び市長</p>	<p>同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数に於ては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿届出政党等の得票総数）の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。</p>
<p>第六條第六項</p>	<p>市町村又は都道府県</p>	<p>市町村</p>	<p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数）の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。</p>
<p>第六條第七項</p>	<p>第六十六條若しくは前條第一項、第三項若しくは第五項</p>	<p>第六十六條第二項若しくは前條第一項若しくは第五項</p>	<p>市町村の合併の特例に關する法律第五條第三十二項において準用する法第六十二條第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合は又は同條第八項若しくは第九項</p>
<p>第七條第十條第二項</p>	<p>並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の所属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出</p>	<p>並びに</p>	<p>市町村の合併の特例に關する法律施行令第二十一条第一項</p>
<p>第八條第十條</p>	<p>選挙長又は選挙分会長</p>	<p>選挙長</p>	<p>市町村の合併の特例に</p>
<p>第九條第一項</p>	<p>当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間</p>	<p>合併協議会設置協議に</p>	<p>合議協に</p>
<p>第十條</p>	<p>選挙運動</p>	<p>投票運動</p>	<p>投票</p>
<p>第十一條</p>	<p>選挙人名簿又は第二十三條の十六において準用する第十九條第一項若しくは第二項の規定による移送若しくは引継ぎを受けた在外選挙人名簿</p>	<p>選挙人名簿</p>	<p>投票</p>
<p>第十二條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十三條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十四條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十五條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十六條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十七條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十八條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第十九條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第二十條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第二十一條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第二十二條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第二十三條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>
<p>第二十四條</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>	<p>投票</p>

第一	投票録、開
第二	投票録、開
第三	投票録、開
第四	投票録、開
第五	投票録、開

（再投票）

第二十三條

法第四條第十四項の規定による投票が法第五條第三十二項において準用する公職選挙法第二二二條、第二二三條、第二二六條又は第二二七條の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果その全部又は一部が無効となつた場合においては、市町村の選挙管理委員会、当該異議の申出若しくは審査の申立てに對する決定若しくは裁決が確定した日又は当該訴訟につき同法第二二二條第一項後段の規定による通知を受けた日から三十日以内に再投票に付さなければならない。

2 前項の再投票の期日は、少なくともその十日前に告示しなければならない。

3 第一項の再投票については、前項に定めるもののほか、法第五條第三十二項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び第七八條から前条までの規定並びに公職選挙法第七二條、第八十條第三項及び第七二七條第一項並びに公職選挙法施行令第七三三條（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七三三條第一項前段同条第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項並びに第七三三條の十（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、公職選挙法第八十條第三項中「選挙長又は選挙分会長」とあるのは「選挙長」と、「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数」とあるのは「賛成又は反対のそれぞれの投票総数」と読み替へるものとする。

（合併協議会設置協議に関する請求があつた旨の通知）

第二十四條

合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、法第四條第十項又は第十三項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

（合併協議会設置同一請求書の作成）

第二十五條

法第五條第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者（以下「同一請求代表者」という。）は、同一請求関係市町村の名称及び請求の内容並びにこれらが他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係市町村の名称及び請求の内容と同一である旨その他必要な事項を記載した書面（以下「合併協議会設置同一請求書」という。）を作成しなければならない。

（請求が同一の内容であることの確認）

第二十六條 法第五條第二項の規定による確認の申請は、すべての同一請求関係市町村に係る合併協議会設置同一請求書を添えて、すべての同一請求代表者が連署した一の文書をもつてしなければならない。

2 前項の申請を受けた同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、当該申請に係るすべての合併協議会設置同一請求書に記載された同一請求関係市町村の名称及び請求の内容が同一であることの確認をしたときは、すべての合併協議会設置同一請求書に、すべての合併協議会の設置の請求が同一の内容であることの確認をした旨を記載し、かつ、記名押印して、それぞれ同一請求代表者に対し、これを返付しなければならない。

3 前項の規定により同一請求代表者に対し合併協議会設置同一請求書を返付した同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、直ちに、合併協議会設置同一請求書を返付した旨及びその年月日を当該同一請求代表者の属する同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

（同一請求代表者証明書の交付等）

第二十七條

同一請求代表者は、前条第二項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から七日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面（以下「同一請求代表者証明書」という。）の交付を文書で申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前

項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対して、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを報告しなければならない。

5 同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第五條第三十項において準用する地方自治法第七十四條第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

（準用）

第二十八條

第一條第四項及び第五項並びに第二條から第十一條までの規定は法第五條第一項の規定による請求について、第十二條の規定は法第五條第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、第二條第三項中「前条第二項」とあるのは「第二十七條第四項」と、第十一條中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替へるものとする。

第二十九條

第十三條から第十五條までの規定は、法第五條第十五項の規定による投票の請求について準用する。この場合において、第十三條第一項中「同条第九項」とあるのは「法第五條第九項」と、第十五條中「合併請求市町村」とあるのは「合併協議会設置協議否決市町村」と、「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替へるものとする。

第三十條

合併協議会設置協議否決市町村の長は、法第五條第十四項又は第十九項の規定による通知を行う場合においては、当該通知に係る同一請求に基づく合併協議会設置協議（同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議をいう。以下同じ。）の内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容（法第五條第十九項の規定による通知を受けた場合にあつては、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容及び前条において準用する第十三條第一項の投票実施請求書に記載された請求の内容）を告示し、かつ、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならない。

（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての投票の期日）

第三十一條

すべての合併協議会設置協議否決市町村の法第五條第二十一項の規定による投票は、同条第十三項又は第十九項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の長の公表があつた日のうち最も遅い日（以下この条において「投票基準日」という。）から四十日以内の同一の期日に行われなければならない。

2 合併協議会設置協議否決市町村の数が一である場合を除き、すべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に、協議により前項の投票の期日を定め、直ちに、これを合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に同項の規定による報告がなかつたときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、これをすべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第一項の投票の期日は、少なくともその十日前に告示しなければならない。

（準用）

第三十二條

第十八條から第二十三條までの規定は、法第五條第二十一項の規定による投票について準用する。この場合において、第二十二條中「第四條第十四項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と、

第三十條

合併協議会設置協議否決市町村の長は、法第五條第十四項又は第十九項の規定による通知を行う場合においては、当該通知に係る同一請求に基づく合併協議会設置協議（同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議をいう。以下同じ。）の内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容（法第五條第十九項の規定による通知を受けた場合にあつては、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容及び前条において準用する第十三條第一項の投票実施請求書に記載された請求の内容）を告示し、かつ、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならない。

（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての投票の期日）

第三十一條

すべての合併協議会設置協議否決市町村の法第五條第二十一項の規定による投票は、同条第十三項又は第十九項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の長の公表があつた日のうち最も遅い日（以下この条において「投票基準日」という。）から四十日以内の同一の期日に行われなければならない。

2 合併協議会設置協議否決市町村の数が一である場合を除き、すべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に、協議により前項の投票の期日を定め、直ちに、これを合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に同項の規定による報告がなかつたときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、これをすべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第一項の投票の期日は、少なくともその十日前に告示しなければならない。

（準用）

第三十二條 第十八條から第二十三條までの規定は、法第五條第二十一項の規定による投票について準用する。この場合において、第二十二條中「第四條第十四項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と、

「第四条第十五項前段」とあるのは「第五条第二十二項前段」と、第二十二条中「第四十条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議」とあるのは「第五条第二十一項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と読み替えるものとする。

(同一請求に基づく合併協議会設置協議に関する請求があった旨の通知)

第三十三條 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から法第五条第十一項後段の規定による報告を受けたとき、又は同項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から同条第十七項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨を当該都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における法の読替え)

第三十四條 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における法第五条の規定の適用については、同条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「同一請求関係市町村が属するいづれかの一の都道府県の知事」と、同条第三項中「当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「前項の確認をした都道府県の知事(以下「代表都道府県知事」という。)」と、同条第四項、第八項及び第九項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」と、同条第十一項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十三項及び第二十四項中「合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」とする。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合におけるこの政令の読替え)

第三十五條 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における第二十六條、第二十七條、第三十一條及び第三十三條の規定の適用については、第二十六條第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「都道府県知事」と、「これを返付しなければならない」とあるのは、「これを返付しなければならない」とあるのと同じく、これを返付しなければならない。この場合において、

当該申請を受けた都道府県知事は、当該確認について、あらかじめ、同一請求関係市町村が属する他の都道府県のすべての知事に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第三項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事(第三十四條の規定により読み替えて適用する法第五条第三項に規定する代表都道府県知事をいう。以下同じ。)」と、第二十七條第二項から第四項までの規定中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」と、第三十一條第二項及び第三項中「合併協議会設置協議否決市町村を包括する」とあるのは「代表都道府県知事の統括する」と、第三十三條中「合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」と、「当該都道府県」とあるのは「合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県」とする。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における通知等の経由)

第三十六條 第三十四條の規定により読み替えて適用する法第五条第三項、第八項、第十一項、第十七項及び第二十三項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十七條第二項及び第四項の規定による同一請求関係市町村の長又は合併協議会設置協議否決市町村の長から代表都道府県知事に対する報告並びに第三十四條の規定により読み替えて適用する法第五条第四項、第九項、第十二項、第十八項及び第二十四項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十六條第三項及び第二十七條第三項の規定による代表都道府県知事から同一請求関係市町村の長への通知は、当該都道府県の区域に属さない同一請求関係市町村又は合併協議会設置協議否決市町村については、それぞれ当該同一請求関係市町村又は当該合併協議会設置協議否決市町村が属する他の都道府県の知事を經由して行わなければならない。

2 前条の規定により読み替えて適用する第三十一條第二項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会から代表都道府県知事の統括する都道府県の選挙管理委員会への報告及び前条の規定により読み替えて適用する第三十一條第三項の規定による代表都道府県知事の統括する都道府県の選挙管理委員会から合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会へ

の通知は、当該都道府県の区域に属さない合併協議会設置協議否決市町村については、それぞれ当該合併協議会設置協議否決市町村が属する他の都道府県の選挙管理委員会を經由して行わなければならない。

3 前条の規定により読み替えて適用する第三十三條の規定による代表都道府県知事から合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県の選挙管理委員会への通知は、代表都道府県知事の統括する都道府県と合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県が異なる場合については、当該合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県の知事を經由して行わなければならない。

第二章 地方自治法の特例等

(合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口)

第三十七條 法第十六條第二項ただし書に規定する政令で定めるところにより算定した人口は、三十万を第一号に規定する人口で除して得た数値に第二号に規定する人口を乗じて得た人口とする。

一 合併関係市町村の人口(市町村の合併が行われた日(以下この号において「合併期日」という。))前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の一月一日現在において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数をいう。ただし、合併関係市町村のうち、その区域の一部が合併市町村の区域の一部となったものにあっては、合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の一月一日現在において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数をいう。次号において同じ。)のうち最も多いもの

二 合併関係市町村の人口を合算した人口

(災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定)

第三十八條 法第十九條に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- 一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)
- 二 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)
- 三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)

(従前の選挙区による場合又は一選挙区を設けた場合における合併市町村の人口の告示)

第三十九條 法第二十一條第一項の規定により都道府県の議会の議員の選挙区が従前の選挙区によることとされた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合においては、都道府県知事は、当該官報で公示された合併市町村の人口を都道府県知事が当該国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口をその区域ごとに告示しなければならない。

2 法第二十一條第一項の規定により合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域を合わせて都道府県の議会の議員の選挙区が設けられた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合においては、都道府県知事は、当該市町村の区域が従前属していたそれぞれの選挙区の区域ごとの人口を前項の規定に準じて算定し、その区域ごとに告示しなければならない。

第三章 合併特例区

(認可を要しない合併特例区の変更に)

第四十條 法第三十二條第四項ただし書に規定する政令で定める事項は、法第三十一條第一項第四号及び第十号に掲げる事項のうち、軽微なものとして総務大臣が定めるものとする。

第四十一條 地方自治法施行令第二百二十二條の規定は、法第三十三條第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百二十二條に規定する合併特例区が出資している法人で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同令

の適用については、同令

<p>第百六十八 条の四第一</p>	<p>会計管理者 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>指定金融機関 及び 指定代理金融 機関</p>	<p>出納取扱金融 機関</p>	<p>出納取扱金融 機関及び 取扱金融機関</p>	<p>普通地方公共 団体</p>	<p>出納取扱金融 機関又は 取扱金融機関</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>第百二十二条中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。 （合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額） 第四十一条の二 地方自治法施行令第二百一十一条の二の規定は、法第三十六条第七項において読み替えて準用する地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額について準用する。 （合併特例区の出納取扱金融機関等） 第四十二条 合併特例区の長は、法第四十四条ただし書の規定により金融機関に現金の出納事務を取り扱わせる場合には、当該出納事務のうち取納及び支払の事務又は取納の事務のみを取り扱わせることができる。 2 合併特例区の長は、出納取扱金融機関（前項の現金の取納及び支払の事務を取り扱う金融機関をいう。以下同じ。）又は取納取扱金融機関（同項の現金の取納の事務のみを取り扱う金融機関をいう。以下同じ。）を定め、又は変更した場合、これを告示しなければならない。 3 地方自治法施行令第六十八條の二第三項、第百六十八條の三第一項及び第二項並びに第百六十八條の四の規定は、合併特例区の出納取扱金融機関及び取納取扱金融機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第百六十八 条の四第三</p>	<p>会計管理者 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>監査委員 の長</p>	<p>合併市町村の 監査委員</p>	<p>出納取扱金融 機関及び 取扱金融機関</p>	<p>普通地方公共 団体</p>	<p>出納取扱金融 機関又は 取扱金融機関</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>項及び第二 項 指定金融機関、 指定代理金融 機関、取納代理金 融機関及び取納 事務取扱金融機 関</p>
<p>第百六十八 条の四第一</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>市町村 の長</p>	<p>合併特例区</p>	<p>市町村の合併の特 例に関する法律（平成 十六年法律第五十九 号）第四十四条た だし書</p>	<p>市町村 の長</p>	<p>市町村の合併の特 例に関する法律（平成 十六年法律第五十九 号）第四十四条た だし書</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>項及び第二 項 指定金融機関、 指定代理金融 機関、取納代理金 融機関及び取納 事務取扱金融機 関</p>
<p>第百六十八 条の四第一</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>合併特例区 の長</p>	<p>市町村 の長</p>	<p>合併特例区</p>	<p>市町村の合併の特 例に関する法律（平成 十六年法律第五十九 号）第四十四条た だし書</p>	<p>市町村 の長</p>	<p>市町村の合併の特 例に関する法律（平成 十六年法律第五十九 号）第四十四条た だし書</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>合併特例区</p>	<p>項及び第二 項 指定金融機関、 指定代理金融 機関、取納代理金 融機関及び取納 事務取扱金融機 関</p>

<p>第四十五條 法第四十九條第一項第三号に規定する政令で定める基準は、別表の上欄に定める財産の取得又は処分をする場合については、その予定価格の金額が、同表の中欄に定める合併特例区の区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める金額を下らないこととする。</p> <p>(合併特例区の財産の処分等に係る合併特例区協議会の同意)</p> <p>第四十六條 合併特例区の長は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については、その面積が一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却をする場合であつて、その予定価格の金額が七百万円を下らないときは、あらかじめ、合併特例区協議会の同意を得なければならない。</p>	<p>二百四十三條の三第二項及び第三項</p> <p>次協議会</p> <p>協議会</p>	<p>住民</p> <p>合併特例区の区域内に住所を有する者</p>	<p>金</p> <p>合併特例区の区域内に住所を有する者</p>	<p>財産、地</p> <p>債及び一時借入金</p> <p>財産及び一時借入金</p>	<p>あらかじめ め監査委員</p> <p>合併特例区の長は、あらかじめ合併市町村の監査委員</p> <p>その意見 を付けて 議事に付 議しなけ れば</p> <p>当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該賠償責任の全部又は一部の免除について、合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければならぬ</p>
---	--	------------------------------------	-----------------------------------	--	---

第四十七條 法第五十二條第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 市町村の廃置分合 合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の合併に伴い、当該合併特例区の区域を包含する新たな合併特例区(次項及び次条第二項において「新合併特例区」という。)が設けられた場合
- 二 市町村の境界変更 合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の境界変更に伴い、当該合併特例区の区域の全部が他の市町村に編入された場合

法第五十二條第二項の規定により合併特例区が解散する場合(前項第一号に規定する場合に限る。)において、新合併特例区を設ける合併市町村は、当該解散する合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。ただし、当該解散する合併特例区が有する権利のうち、当該合併市町村に係る合併関係市町村の協議により定めるものは、当該新合併特例区の成立の時に当該新合併特例区が承継するものとする事ができる。

- 3 前項ただし書の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。
- 4 第二項ただし書の協議については、解散する合併特例区を設けている合併関係市町村にあつては、あらかじめ、当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 法第五十二條第二項の規定により合併特例区が解散する場合(第一項第二号に規定する場合に限る。)において、当該解散する合併特例区に属する権利義務の承継については、当該解散する合併特例区を設けている合併市町村と当該解散する合併特例区の区域の全部を編入する市町村との協議によつて定める。
- 6 前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。
- 7 第五項の協議については、解散する合併特例区を設けている合併市町村にあつては、あらかじめ、当該合併特例区が有する権利の承継について当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

(解散した合併特例区の決算)

第四十八條 法第五十二條の規定により合併特例区が解散した場合には、当該解散した合併特例区の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、

当該合併特例区の長であつた者又は法第三十四條第二項の規定により当該合併特例区の長の職務を代理した者が決算する。

- 2 前項の規定による決算は、当該合併特例区を設けていた合併市町村(前条第一項第一号に規定する場合には、新合併特例区を設けている合併市町村。次項において同じ。)の長において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、当該合併特例区を設けていた合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

(合併特例区の長の職務を行う者)

第四十九條 新たに設置された合併市町村において合併特例区が設けられた場合においては、合併関係市町村の長であつた者(地方自治法第百五十二條又は第百五十二條の十七の八第一項の規定によりその職務を代理した者又は行った者を含む。)のうちから合併関係市町村の協議により定められた者が、当該合併特例区の長が選任されるまでの間、その職務を行う。この場合において、当該職務を行う者に対して支給する給与その他の給付は、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

- 2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちに、その内容を告示しなければならない。
- 3 第一項の規定により合併特例区の長の職務を行う者は、必要な収支につき暫定予算を作成し、当該合併特例区の長が選任されるまでの間、法第四十二條第五項に規定する合併特例区協議会の同意及び同条第六項に規定する合併市町村の長の承認を得ないで、これを執行することができる。
- 4 第一項の規定により合併特例区の長の職務を行う者は、法第四十八條第二項、法第四十一條において読み替えて適用する地方自治法第四條の二第一項、第二項第三号及び第四項、法第四十七條において読み替えて適用する地方自治法第二十九條第二項、第二百二十八條第一項前段並びに第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに法第四十八條第三項において読み替えて適用する地方自治法第二百四十四條の二第三項、第四項及び第九項の合併特例区規則が施行されるまでの間、従来当該合併特例区の区域に

<p>第四十四條 第一項</p> <p>地方自治法第二十三條第五項</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十五條第四項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第三十六條第一項)に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。</p>	<p>係る合併関係市町村に施行された同法第四條の二第一項、第二項第三号及び第四項、第二百九條第一項、第二百二十八條第一項前段、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十四條の二第一項(公の施設の管理に関する部分に限る。)、第三項、第四項及び第九項の条例を当該合併特例区の合併特例区規則として当該区域に引き続き施行することができる。</p> <p>(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)</p> <p>第五十條 地方自治法施行令第百四十二條第一項及び第二項、第百四十三條、第百四十五條から第百四十八條まで、第百五十條、第百五十二條(第一項第一号に係る部分を除く。)、第百五十四條から第百六十條まで、第百六十一條から第百六十五條の七まで、第百六十六條の二から第百六十七條の七まで、第百六十八條の六、第百六十八條の七第一項及び第三項、第百六十九條から第百六十九條の七まで、第百七十條の二、第百七十條の四、第百七十條の五第一項及び第二項前段、第百七十一條から第百七十一條の六まで、第百七十一條の七第一項及び第二項並びに第百七十二條から第百七十三條の六までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定(同令第百六十九條の二第一号、第百七十三條の四及び第百七十三條の六の規定を除く。)中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>
---------------------------------------	--------------------------------	--	--

<p>第七十七條の五及び第七十一條の六の第一項</p> <p>債権（強制徴収に より徴収する債権 を除く。）</p> <p>前条</p>	<p>債権（強制徴収に より徴収する債権 を除く。）</p> <p>前条</p>	<p>住民</p> <p>合併特例区の区 域内に住所を有 する者</p>	<p>規則</p> <p>合併特例区規則</p>	<p>第七十三條の二の第二項</p> <p>会計管理者又は指 定金融機関、指定 代理金融機関、収 納代理金融機関若 しくは収納事務取 扱金融機関</p> <p>合併特例区又は 合併市町村から 同項の損害を賠 償する責任（第 三項及び第四項 において「合併 特例区の長等の 損害賠償責任」 という。）の原因 となつた行為を 行つた日を含む 会計年度におい て在職中に支給 されるべき同法 第二十三條の二 第一項若しくは 第四項又は第二 百四條第一項若 しくは第二項の 規定による給与 （扶養手当、住居 手当、通勤手当、</p>
--	--	--	--------------------------	--

<p>第七十三條の二の第一項第一号</p> <p>普通地方公共団体 の長等（ 普通地方公共団体 の長等）</p> <p>合併特例区の長 等（ 合併特例区の長 等）</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項</p> <p>普通地方公共団体 の長等（ 普通地方公共団体 の長等）</p> <p>合併特例区の長 等（ 合併特例区の長 等）</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項</p> <p>普通地方公共団体 の長等（ 普通地方公共団体 の長等）</p> <p>合併特例区の長 等（ 合併特例区の長 等）</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項</p> <p>普通地方公共団体 の長等（ 普通地方公共団体 の長等）</p> <p>合併特例区の長 等（ 合併特例区の長 等）</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項</p>

<p>第七十三條の二の第一項第二号</p> <p>地方警察官、国 から普通地方公共 団体の長等の損害 賠償責任の原因とな つた行為を行つた 日を含む会計年度 において在職中に 支給され、又は支 給されるべき一般 職の職員の給与に 関する法律（昭和</p> <p>損害賠償責任」と いう。）の原因とな つた行為を行つ た日を含む会計年 度において在職中 に支給され、又は 支給されるべき同 法第二十三條の二 第一項若しくは第 四項又は第二四 條第一項若しくは 第二項の規定によ る給与（扶養手 当、住居手当、通 勤手当、単身赴任 手当、在宅勤務等 手当又は寒冷地手 当が支給されてい る場合には、これ らの手当を除く。） の一回計年度当た りの額に相当する 額として総務省令 で定める方法によ り算定される額 （次項第一号にお いて「普通地方公 共団体の長等の基 準給与年額」とい う。）に、次に掲 げる地方警察官以 外の普通地方公共 団体の長等の区分 に応じ、それぞれ 次に定める数を乗 じて得た額</p> <p>合併特例区の職 員</p>
--

<p>第七十三條の二の第三項</p> <p>次に掲げる地 方警察官の区分に 応じ、それぞれ次 に定める数を乗じ て得た額</p> <p>合併特例区の長 等の基準給与年 額</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項の合 併特例区規則</p>	<p>第七十三條の二の第三項</p> <p>次に掲げる地 方警察官の区分に 応じ、それぞれ次 に定める数を乗じ て得た額</p> <p>合併特例区の長 等の基準給与年 額</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項の合 併特例区規則</p>
---	---

附則（平成二十二年三月三十一日政令第七号）

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）

附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。次項において「旧法」という。）第六十一条第二項から第二十八項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（次項において「旧令」という。）第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第五十九条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用については、旧令第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二十三年七月二十九日政令第二三五号）抄

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第十八条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）

第一条第三項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を新令第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条第三項及び第四項（これらの規定を新令第二十九条において準用する場合を含む。）、第十九条及び第二十条（これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第十八条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）

第一条第三項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を新令第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条第三項及び第四項（これらの規定を新令第二十九条において準用する場合を含む。）、第十九条及び第二十条（これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第十八条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）

下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年一月二二日政令第三二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年二月二六日政令第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年二月六日政令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）

第二条（新令第十四条（新令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）

第一条第三項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を新令第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条第三項及び第四項（これらの規定を新令第二十九条において準用する場合を含む。）、第十九条及び第二十条（これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第十八条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）

四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成二十六年一月一日

附則（平成二十五年五月三十一日政令第一五九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十六年二月五日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附則（平成二十七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年一〇月三〇日政令第三六七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十七年一月二六日政令第三九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第十五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新合併特例法施行令」という。）

第二条（新合併特例法施行令）において「新合併特例法施行令第三十二条において読み替へて準用する場合を含む。」は、施行日以後にその期日を告示される市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）

第四条第四項又は第五条第二十一項の規定による投票（以下この条において「合併協議会設置協議会」という。）に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された合併協議会設置協議会についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附則（平成二十八年五月二七日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年四月七日政令第一三一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

附則（平成二十九年七月一四日政令第一九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年七月一四日政令第一九〇号）抄

（適用区分）

第二条 新令の規定（新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。）

次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）

第一条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）

行令（平成二十五年政令第四十二号）第七條第一項及び第八條の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三〇日政令第九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一〇月二四日政令第二九九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和元年五月三十一日政令第一五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

（適用区分）
第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十二条第一項及び第二十五條の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条から第二十二号までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条から第八号までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（令和元年一月八日政令第一五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 市町村の合併の特例に関する法律（以下この条において「合併特例法」という。）第二条第二項に規定する合併市町村の監査委員（第三項において「合併市町村の監査委員」という。）は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律施行令第四十四条の規定により読み替えられた合併特例法第四十七条において準用する地方自治法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求があったときは、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新合併特例法施行令」という。）第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法（改正法第五条の規定による改正後の合併特例法（第三項において「新合併特例法」という。）第四十七条において準用する改正法第一条の規定による改正後の地方自治法）という。）第二項の条において同じ。）第二十四号の条において「合併特例法第二十六号第一項に規定する合併特例区（第三項において「合併特例区」という。）の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において新合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第三項の規定によりされたものとみなす。

2 新合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第三項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する合併特例法第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会（次項において「合併特例区協議会」という。）の同意及び合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認について適用する。

3 合併特例区の長は、新合併特例法第四十七条及び新合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二

三条の第二項の合併特例区規則の制定について、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けようとするときは、施行日前においても、合併市町村の監査委員の意見を聴くことができる。

附則（令和元年二月二三日政令第一八三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月二七日政令第六一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三二日政令第二三六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月二二日政令第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第四条並びに附則第九条及び第十條の規定 令和四年一月四日

附則（令和三年八月二五日政令第二三七号）抄

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和四年二月二四日政令第四六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月一〇日政令第三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

附則（令和五年三月一日政令第四二二号）抄
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇号）の施行の日（令和五年三月一日）から施行する。

附則（令和六年一月一九日政令第二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において第十条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令第五十条第一項において準用する旧地方自治法施行令第五十八号第一項、第五十八号の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）又は第六十五号の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（改正法附則第十七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

附則（令和六年二月九日政令第二七号）抄
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第四十五条関係）
不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却（土地については、その面積が指定都市の区域内の合併特例区にあっては一件一万平方メートル以上、市町村（指定都市を除く。）の区域内の合併特例区にあっては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却

指定都市	四千万
市区町村	二千万
指定都市（指定を除く。）	二千万
市区町村	二千万

例併の域の町 区特合内区村	例併の 区特合
円万百七	